



東京医師歯科医師協同組合 組合員のみなさまへ

医歯協

労務トラブル対応保険

(業務災害補償保険)

\労務トラブルへの備えが医院経営の安心につながります/

労災トラブル補償

セクハラ・パワハラ・
不当解雇等に起因する
賠償・訴訟トラブル
にも対応

労災上乗せ補償

政府労災保険とは
別に保険金の
お支払いが可能

安心の付帯サービス

人事・労務相談デスク
を利用可能
(専門スタッフへの電話相談無料)



保険料割引率

37 %

※割引率は損害率による
割引30%、被保険者数
割引10%が適用された
ものです。保険会社を問
わず、同種の保険契約に
おける過去2年内に事故
が発生している場合は、
本団体制度にはご加入
頂けません。

保険期間

2024年10月1日 午後4時から

WEB申込はこちら

2025年10月1日 午後4時まで1年間(以降自動継続)

初回申込締切日 9月25日(水) 中途加入締切日 毎月25日

中途加入も毎月受け付けます



代理店・扱者

東京医師歯科医師協同組合 損保事業部 03-3256-3317

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第一課
03-3259-6692

診療所の日常業務が損害賠償責任に発展しないよう日頃の対策が重要です。

しかし、人間関係や交通傷害など、いくら気をつけても防ぎきれない場合があります。

そんな万が一のときに、各種費用の支出や

医歯協ならでは！ 便利でお得な制度

- 1 人数告知(人数区分)による分かりやすい保険料体系でスムーズにお申込み
- 2 セクハラ・パワハラ・不当解雇等の各種ハラスメントに起因する賠償・訴訟トラブルにも対応
- 3 政府労災保険とは別に保険金のお支払いが可能



事故やそのおそれがすでに発生している場合はご加入できません。

順調に経営している今だからこそご加入のチャンスです。

過重労働

不当解雇

勤務中の
トラブル

エトセトラ…

移動中の
事故

パワハラ

化学物質に
による病気

いじめ



損害賠償リスクをしっかり補償します！

賠償金は高額に！

CASE 1

看護師が通勤途上の自動車事故で後遺障害が残る大ケガをした。

1年半後に症状固定するも労災にて後遺障害8級と認定され、保険会社から保険金の支払い。

保険金支払い **600万円**

CASE 2

勤務先の病院で事務職として勤務し、月100時間を超える残業をし、精神障害を患ったことなどが自殺の原因として、父・母が病院に損害賠償を求めた。

労働基準監督署が、自殺は長時間労働が原因として労災認定した訴訟の判決で、地裁裁判長は、長時間労働と自殺の因果関係を認め病院に賠償を命じた。

賠償金 約 **7,100万円**

CASE 3

看護師の希望勤務地に添えないとの理由で病院が解雇。解雇された看護師は、不当解雇を主張し地位確認を求める労働審判申立を行った。

調停案に則り、解決金を支払った。

解決金 **650万円**

※その他の支払事例は7ページに記載しています

医歯協労務トラブル対応保険の特長

1

各種ハラスメント等(職員の雇用関連)による 賠償・訴訟トラブルに対応

業務災害・過重労働、従業員等への各ハラスメント、不当解雇、雇用上の差別等に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。(雇用慣行賠償責任補償特約・使用者賠償責任補償特約)



2

労災事故(職員の業務中のケガ・病気)による 賠償・訴訟トラブルにも対応

従業員の業務中のケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。
(使用者賠償責任補償特約)



3

高額な賠償金への備え

病院をめぐる労災訴訟につき、1事故あたり2億円まで賠償責任を補償します。
(使用者賠償責任補償特約)



4

政府労災保険とは別に保険金のお支払いが可能^(注1)

従業員等の業務上の災害^(※)について、政府労災保険の認定とは別に、保険金をお支払いします。

(※)業務上の災害には、熱中症や日射病、通勤途上のケガの補償も含まれます



5

精神疾患、過労死等の新型労災にも対応^(注1)

ケガだけでなく、労災認定された精神疾患(メンタルヘルス疾患、うつ病等)、脳・心疾患などの疾病や自殺、過労死等にも対応します。



6

事業者が負担した葬儀等を補償

従業員等が業務中の事故により身体障害を被ったこと等により事業者が負担した葬儀等の費用や遠隔地での事故による搜索・移送費用、同種の事象の発生を防止するための再発防止費用などを補償します。



7

充実の付帯サービスを利用可能

人事・労務相談デスク(専門スタッフへの電話相談無料)のほか、ストレスチェック支援サービスをご利用いただけます。詳細はP.11をご覧ください。



8

人数告知(人数区分)による分かりやすい 保険料体系でスムーズにお申込み

医歯協独自の人数告知(人数区分)による分かりやすい保険料体系で、スムーズにお申込み手続きが出来ます。シンプルで選びやすい3種類のパッケージプランをご用意しています。



9

お得な割引制度 (注2)

損害率による割引30%、被保険者数割引10%を適用し医歯協ならではのお得な割引制度を実現しています。



(注1)事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(注2)引受保険会社所定の告知事項のご質問において「過去2年間無事故」の宣誓告知(ご回答)を頂ける被保険者様のみ、本団体制度にご加入頂くことができます。同種の保険契約における過去2年間に事故が発生している場合は、本団体制度にはご加入頂けません。

補償の概要

お客さまのニーズに対応した内容で、業務災害等

業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払

事業者・従業員・遺族のための補償

業務中の事故で従業員等が死亡したら…



業務中の事故で従業員等に後遺障害が残ったら…



業務中の事故で従業員等が入院したら…



業務中の事故で従業員等が手術を受けたら…



業務中の事故で従業員等が通院したら…



従業員等が就業不能になったときは…
(プレミアムプランのみ)



事業者を守るためにの補償

従業員等やその遺族から、業務が原因の
ケガや病気で訴えられたら…



業務中の事故により、従業員等の葬儀費用や
捜索費用などが必要になったら…



業務が原因または原因だと思われる従業員等のケガ
などの再発を防止するため、専門家に相談するなら…



従業員等にハラスメントなどで訴えられたら…



(* 1)事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(* 2)従業員等の身体障害や「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する損害賠償請求に基づき事業者が負担した各種費用を補償します。

の際のお役に立ちます。

いします(*1)

死亡補償保険金	事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合等に保険金をお支払いします。
後遺障害補償保険金	事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合等に保険金をお支払いします。
入院補償保険金	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。
手術補償保険金	事故日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
通院補償保険金	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて90日を限度に保険金をお支払いします。
休業補償保険金支払特約	従業員等が身体障害により、事故日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間を超えて就業不能である期間1日につき休業補償金支払限度日額を限度として休業補償保険金をお支払いします。
使用者賠償責任補償特約(*1)	従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。
事業者費用補償(ワイド・実損型)特約(*1)(*2)(*3)	従業員等が保険期間中に業務中の事故により身体障害を被ったこと等により、事業者が負担した葬儀等の費用や遠隔地での事故による捜索・移送費用などを補償します。
コンサルティング費用補償特約	従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気(業務に従事している間に被ったと疑われる場合を含みます。)等により、事業者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うコンサルティングに関する費用を補償します。
雇用慣行賠償責任補償特約	従業員等に対して行ったハラスメント・不当解雇等の不当行為、または、第三者に対して行ったハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。 (業務に従事している間に被ったケガまたは病気に基づく損害賠償請求は、「使用者賠償責任補償特約」での補償となります。)

(*3)「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご契約には、「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」については15ページをご覧ください。

支払事例

▼和解年月	▼ケガ、病気になった職員	▼事故のきっかけ	▼身体障害の原因	▼身体障害の結果	▼解決方法	▼支払金額計
2001年 12月	看護師	過重労働による病気	脳こうそく	右半身まひが残る後遺障害	病院からの和解金支払(地裁調停)	3,500 万円
2004年 9月	准看護師	病院内のいじめ		自殺	病院への支払命令(地裁判決)	1,000 万円
2004年 7月	看護師	自動車移動中事故	ケガ	全員死亡	病院への支払命令(地裁判決)	約1億 8,300 万円
2006年 12月	看護師	勤務(消毒液)による病気		化学物質過敏症	病院への支払命令(地裁判決)	1,060 万円
2013年 2月	看護師	勤務中トラブル	ケガ	重い障害	病院への支払命令(地裁判決)	約1,931 万円
2019年 4月	歯科技工士	過重労働とパワハラによる病気	メンタル	自殺	病院への支払命令(地裁判決)	約4,200 万円
2019年 2月	内科医	過重労働による病気(加速)	高血圧症、糖尿病、脳出血	まひが残る後遺障害	病院への支払命令(地裁判決)	約1,760 万円
2021年 8月	事務職員	過重労働による病気	メンタル	自殺	病院からの和解金支払(地裁調停)	5,000 万円
2021年 3月	看護師	パワハラによる病気	メンタル	適応障害・PTSD	病院への支払命令(地裁判決)	約610 万円

主な割増引

損害率による割増引

本制度全体のご加入者の過去一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて、割増または割引が適用されます。

判定日以前の1年間(2年目の継続加入時は初年度の始期日から判定日までの期間)に引受保険会社がお支払いした保険金の合計額が翌年度の保険料に影響します。

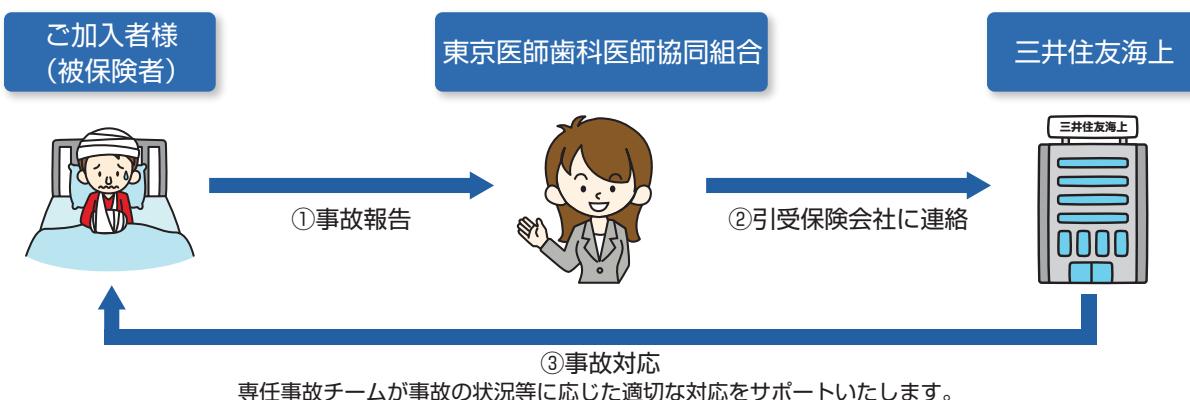


- そのほかに、以下の割引制度があります。

被保険者数割引

詳細につきましては、代理店・扱者または
引受保険会社までお問合わせください。

保険金お支払いのイメージ



こちらは、基本的な補償・保険金お支払い方法の場合のイメージです。

補償項目やセットする特約によって、お支払いの流れが異なる場合がございます。詳細につきましては、代理店・扱者または
引受保険会社までお問合わせください。

補償内容に関するQ&A

Q1 ▶ 毎年加入手続きが必要ですか？

A1 ▶ 保険期間1年間で自動更新されるご契約のため、お手続きは不要です。

(人数区分の変更など継続時ご加入内容に変更がある場合はお手続きが必要です。代理店へご相談ください。)

Q2 ▶ 人数告知はいつ時点の人数をカウントするのですか？期中に人数の変更が発生した場合報告が必要ですか？

A2 ▶ 保険始期日時点(中途加入の場合は中途加入日)の人数でのカウントとなります。また、その時点の人数で保険料が確定し、期中の人数区分変更に関するお手続きは不要です(継続時の変更は必要です)。

Q3 ▶ 複数の診療所を運営している場合、診療所ごとに加入する必要がありますか？

A3 ▶ 経営者単位でご加入頂く制度のため、複数の診療所を経営されていても、ご加入は1件のみとなります(全職員を対象として頂きます)。

Q4 ▶ 下記の職員はこの保険の対象になりますか？

- (1) 派遣社員
- (2) フルタイムパート（健康保険対象者）
- (3) アルバイト（健康保険対象外者）

A4 ▶ 対象となります。役員、従業員(パート・アルバイトを含む)および派遣社員の方を対象とした保険です。

Q5 ▶ 役員や一部の従業員を補償対象外とすることはできますか？

A5 ▶ いいえ。役員、従業員(パート・アルバイトを含む)、派遣社員を含む診療所の全職員数(複数の診療所を開設されている場合は合計人数)をカウントしてください。

Q6 ▶ パワハラ・セクハラ・不当解雇等の実態がないのに付帯が必要なのですか？ (雇用慣行賠償責任補償特約)

A6 ▶ 従業員側より訴えが起きた場合、事業主は対応する必要があります。従業員を守る法制度は充実しているため、個別労働紛争の結果、会社が賠償責任を負うケースがある点に注意が必要です。

Q7▶ 事業者が解雇は合理的と判断したにもかかわらず、解雇無効となるのはなぜですか？

A7▶ 不当解雇の訴訟では、客観的合理性だけでなく、社会的相当性も鑑みて判断されるため、労働者保護の観点から解雇権濫用と判断されるケースがあります。

客観的合理性	勤務態度不良、職場規律違反等の程度で判断
社会的相当性	本人の情状、他の労働者との均衡、使用者側の対応等で判断

Q8▶ 使用者賠償責任補償特約と雇用慣行賠償責任補償特約の違いはなんですか？

A8▶ 身体障害が発生しているものは使用者賠償責任補償特約にて補償します。身体障害が発生していないハラスメント・不当解雇等によるものは雇用慣行賠償責任補償特約にて補償します（詳細はP.13以降の「保険金のお支払いについて」をご参照ください）。

Q9▶ 保険金は政府労災に認定後の支払ですか？

A9▶ いいえ。政府労災の認定は保険金のお支払条件ではありません。

ただし、精神障害、脳・心疾患による補償保険金のお支払は政府労災の認定が必要です。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

Q10▶ 支払った保険料の経費処理はどのようにになりますか？

A10▶ 保険料は全額損金処理^(注)となります。満期時の保険料精算はございません。

(注)個人事業主本人に対する保険料は除きます。今後の法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については、税理士にご相談ください。

Q11▶ 中途加入、中途解約した場合、何時から何時まで補償されますか？

A11▶ 中途加入・中途解約は毎月1日付で受け付けております。

中途加入の場合は毎月25日までの手続きで翌月1日の16時から補償開始、中途解約の場合は翌月1日の24時に補償終了となります。

付帯サービスのご説明

人事・労務相談デスク

(注1)すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2)このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立ツールとしてご活用ください。(電話相談無料)

■メンタルヘルスサポート [受付時間] 平日 10:00~17:00

マネジメントサポート

EAPコンサルタント^(*)が人事労務部門担当者から的人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント^(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

EAPコンサルタント^(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

■法律・税務・人事労務相談 [受付時間] 平日 10:00~17:00

法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業承継のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

職場におけるハラスメント対策、問題などの相談についても、社会保険労務士、弁護士がお答えします。



ストレスチェック支援サービス

(注)すべての契約に付帯される事業者さま向けのサービスです。

ストレスチェックサービスの対象とする従業員等に関して、使用者賠償責任補償特約による補償の対象となっていることが必要です。

厚生労働省が推奨する、57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者^(*)」のもとでご利用いただく必要があります。

(*)医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

ご注意

人事・労務 相談デスク

- サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする普通保険約款・特約をご覧ください。
- お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- 海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

ストレスチェック 支援サービス

- 通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。
- サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。

共 通

- 各サービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。

ご加入の条件等

申込人および記名被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)をいいます。この保険の申込人および記名被保険者となる方は、以下の条件を満たす事業者(法人・開業医)の方です。

- 東京医師歯科医師協同組合を構成する組合員である事業者(法人・開業医)

補償対象者

補償対象者はクリニックの役員、従業員(パート・アルバイトを含む)および派遣社員の方です。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は東京医師歯科医師協同組合が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入できる方は東京医師歯科医師協同組合を構成する組合員である事業者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。
- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 三井住友海上火災保険株式会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続加入には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続加入の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご加入を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください

事故が起こった場合

- 事故が起こった場合の三井住友海上火災保険株式会社へのご連絡等
事故が起こった場合は、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご加入の代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社にご連絡ください。
○損害の発生および拡大の防止または軽減
ご連絡がない場合、それによって三井住友海上火災保険株式会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方には、三井住友海上火災保険株式会社が求める書類をご提出いただく必要があります。詳細は代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社にお問い合わせください。

他の保険契約等がある場合にお支払いする保険金の限度額

他の保険契約等(労働災害総合保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金または共済金の額とこの保険契約によりお支払いすべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合には、お支払いする保険金は次のいずれかが限度となります。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から他の保険契約等で支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金のお支払いについて

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります。(使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約およびコンサルティング費用補償特約を除きます。)

医歯協労務トラブル対応保険の補償内容(保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。

詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

保険金のお支払いについて

従業員・遺族のための補償

プレミアムプラン、スタンダードプラン、エコノミープラン

以下に該当した場合、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害*に対して保険金をお支払いします。
※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

● 死亡補償保険金 ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約

■ 保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が発生した場合

- (1)補償対象者*が、業務に従事している間*に傷害および下記「死亡補償保険金支払の対象となる症状」を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
(2)補償対象者が、労災認定された疾病等*および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状*(下記「死亡補償保険金支払の対象となる症状」を除きます。)を発症し、その直接の結果として死亡した場合
死亡補償保険金支払の対象となる症状



外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病
気圧または水圧の作用	T70	潜涵(かん)病<減圧病>
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症
高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病

(注)上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

■ お支払いする保険金の額

補償対象者*1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

- (注1)同一の補償対象者が被った身体障害*について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。
(注2)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

● 後遺障害補償保険金 ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約

■ 保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が発生した場合

- (1)補償対象者*が、業務に従事している間*に傷害および業務に起因して発生した症状*を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
(2)補償対象者*が、労災認定された疾病等*を発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合



■ お支払いする保険金の額

補償対象者*1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。

- (注1)補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の等級を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。
(注2)同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて算出した額を支払限度額とします。
(注3)保険期間を通じて同一の補償対象者に対してお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。
(注4)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

● 入院補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として入院した場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者*1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。

- (注1)「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、「入院した日数」に含めません。



- (注2)入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害*を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いません。

- (注3)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

● 手術補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者*1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。

- ① 入院中に受けた手術の場合
【入院補償保険金支払限度日額】×10
② ①以外の手術の場合
【入院補償保険金支払限度日額】×5



(注1)同一の事故による身体障害*について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

● 通院補償保険金 ★通院補償保険金支払特約



■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として通院した場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者*1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。

(注1)「通院した日数」は、90日を限度とし、オンライン診療による診察を含みます。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「通院した日数」に含めません。

(注2)通院しない場合でも、骨折、脱臼、靭帯損傷等の身体障害*を被った所定の部位^(*1)を固定するために医師の指示によりギブス等^(*2)を常時装着したときは、その日数を「通院した日数」に含めます。

(注3)入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「通院した日数」に含めません。

(注4)通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。

(注5)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

(注6)柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。

(*1)所定の部位とは、次のいずれかの部位をいいます。

1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等^(*2)の固定具を装着した場合に限ります。
3. 肋(ろっ)骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等^(*2)の固定具を装着した場合に限ります。

(*2)ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポートー等は含まれません。

事業者を守るための補償

プレミアムプラン、スタンダードプラン、エコノミープラン

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害*に対して保険金をお支払いします。
※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

● 使用者賠償責任補償特約

【使用者賠償保険金】



■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者*が、保険期間中に業務に従事している間*に身体の障害^(*1)を被ったことにより、被保険者^(*2)が法律上の損害賠償責任*を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき

①労災保険法等^(*3)により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)

②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額

③次のいずれか高い金額

- (ア)被保険者^(*2)が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
(イ)被保険者^(*2)がこの特約がセットされた保険契約の保険金^(*7)の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額

(*1)傷害*または疾病(風土病および職業性疾病*を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(*2)被保険者は下表のとおりです。

右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人 ^(*3) の役員等または使用人が補償対象者である場合
(a)記名被保険者*	(a)記名被保険者
(b)記名被保険者のすべての役員および使用人 ^{(*4)(*5)}	(b)記名被保険者のすべての役員および使用人 ^{(*4)(*5)} (c)記名被保険者の下請負人 ^{(*3)(*6)} (d)上記(c)の役員および使用人 ^(*6)

(*3)建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(*4)既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

(*5)記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。

(*6)記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。

(*7)同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。

保険金のお支払いについて

お支払いする保険金の額

- (1)補償対象者*1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】-【上記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】(以下、「正味損害賠償金額」といいます。)を保険金としてお支払いします。ただし、被保険者の数にかかわらず、支払限度額を限度とします。
- (2)1回の災害(*)によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害(*)について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている1回の災害(*)の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。
- (*)発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間*に被った身体の障害をいいます。

【使用者費用保険金】

保険金をお支払いする場合

補償対象者*が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任*の解決のために、訴訟費用(*3)、弁護士報酬(*3)、仲裁・和解・調停費用(*3)、示談交渉費用(*3)、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合

(*1)傷害*または疾病(風土病および職業性疾病*を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(*2)被保険者は上表のとおりです。

(*3)引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限ります。

お支払いする保険金の額

上記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。

(注)訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】-【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害(*)に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。

(*)発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。

●事業者費用補償(ワイド・実損型)特約

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者*が下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

(1)補償対象者*が、業務に従事している間に身体障害*を被った場合

(2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(*1)

(*1)日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります。



お支払いする保険金の額

記名被保険者*が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次の①から⑥および⑨に規定する費用については、上記「保険金をお支払いする場合」に記載された事象の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。また、補償対象者*1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用

②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用

③左記「保険金をお支払いする場合」(1)の原因となった事故現場の清掃費用等の復旧費用

④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用(*1)

⑤上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用

⑥上記「保険金をお支払いする場合」(1)の事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用(*2)(*3)

⑦精神障害(*4)により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用(*3)

⑧精神障害(*4)により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用(*3)

⑨その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。

(*1)代替要員の賃金は含みません。

(*2)この保険契約において死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約の規定により死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限ります。

(*3)引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。

(*4)この特約の用語の説明において規定する精神障害をいいます。

(注1)補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または加入者証等記載の事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。

(注2)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

●特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

保険金をお支払いする場合

補償対象者が保険期間中(*1)に特定感染症を発病した場合に、その発病の日(*2)からその日を含めて180日以内に、記名被保険者*が下記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき

(注)補償対象者の特定感染症の発病によって記名被保険者が被る損害に対しては、「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」ではなく、この特約でお支払いします。

(*)1)補償対象者が記名被保険者の構成員(役員等および使用人)以外の方の場合は、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。

(*2)一連の発病(*3)における最初の発病の日をいいます。

(*3)同一の事業場において、複数の補償対象者が特定感染症を発病した場合で、直前に発病した補償対象者の発病の日の翌日から起算して14日以内に別の補償対象者が発病したときは、それら複数の補償対象者の発病を、感染経路にかかわらず「一連の発病」とみなします。



お支払いする保険金の額

記名被保険者^{*}が次の①～⑤の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、一連の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ②特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用
- ③特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用^(*)1)
- ④特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用^(*)2)
- ⑤特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が賃貸または支給する携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用^{(*)3)(*)4)}

(*)1)代替要員の賃金は含みません。

(*)2)残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。

(*)3)特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。

(*)4)通信費用には、これらの機器の取得費用は含みません。また、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内の期間におけるこれらの機器の通信費用に対する費用に限ります。

(注)損害^{*}が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

● コンサルティング費用補償特約

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者^(*)1)が、日本国内で行うコンサルティング^(*)6)に関する下記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき



- (1)補償対象者^{*}が、業務に従事している間に身体の障害^(*)7)を被った場合(業務に従事している間に身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。)
- (2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合^(*)8)

(*)1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。

(ア)上記の事象(1)に該当する場合は下表のとおり

右記以外の場合	記名被保険者 [*] が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人 ^(*)2) の役員等または使用人が補償対象者である場合
(a)記名被保険者 [*]	(a)記名被保険者
(b)記名被保険者のすべての役員および使用人 ^{(*)3)(*)4)}	(b)記名被保険者のすべての役員および使用人 ^{(*)3)(*)4)} (c)記名被保険者の下請負人 ^{(*)2)(*)5)} (d)上記(c)の役員および使用人 ^(*)5)

(イ)上記の事象(2)に該当する場合は記名被保険者

(*)2)建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(*)3)既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

(*)4)記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。

(*)5)記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。

(*)6)コンサルティング事業者(上記の事象に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。)が行う支援、指導または助言業務をいいます。

(*)7)傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(*)8)日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります。

お支払いする保険金の額

被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て次の①～③の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、補償対象者^{*}1名につき、100万円を限度とします。

①上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した場合の相談等対応

②再発防止対応

③上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者^{*}の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定

(注)損害^{*}が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

● 雇用慣行賠償責任補償特約

(注)前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社加入者証等(写)を添付してください。

保険金をお支払いする場合

被保険者^(*)1)が、日本国内において行った次のいずれかの行為によって、保険期間中に補償対象者^(*)4)または第三者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合



(1)補償対象者^(*)4)に対して行った不当行為(不当解雇等、差別的行為、ハラスメント 等)

(2)第三者ハラスメント^(*)3)。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。

(*)1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。

①記名被保険者^{*}

②記名被保険者のすべての役員および使用人^(*)2)。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為または第三者ハラスメント^(*)3)に起因して損害を被る場合に限ります。

③【記名被保険者が建設業者の場合】記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、上記(2)の行為によって記名被保険者とともに損害を被った場合に限ります。

保険金のお支払いについて

- (＊2)使用者とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用者を除きます。
- (＊3)記名被保険者の構成員(役員等および使用者)である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメントまたは第三者に対して行った人格権侵害をいいます。
- (＊4)補償対象者には次の方を含みます。
 - ①既に退職している方。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より前に退職した方を除きます。
 - ②子会社^(＊5)の構成員。ただし、記名被保険者の構成員(役員等および使用者)のうち、加入者証等記載の補償対象者の範囲と同様の方とします。
 - ③記名被保険者の採用応募者
- (＊5)会社法(平成17年法律第86号)第2条に定める子会社をいいます。

お支払いする保険金の額

一連の損害賠償請求^(＊1)および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(＊1)損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(＊2)またはその行為^(＊2)に関連する他の行為^(＊2)に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

(＊2)行為とは、不当行為または第三者ハラスメントをいいます。

(注)次のいずれかに該当する損害賠償請求または争訟については、争訟費用および応訴費用を負担したことによって被る損害に対してのみ保険金をお支払いします。

①法令、労働協約、就業規則、給与規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます。)、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求

②記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の方からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求

③被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟

オプション補償

プレミアムプランのみセット

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害^{*}に対して保険金をお支払いします。
※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

● 休業補償保険金支払特約

(注)免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかをそれぞれ選択いただけます。

保険金をお支払いする場合

補償対象者^{*}が、業務に従事している間に身体障害^{*}を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合

(注)【再び就業不能となった場合の取扱い】

免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。(再び就業不能となった期間に対しては、新たに免責期間および補償期間を適用しません。)



お支払いする保険金の額

補償対象者^{*}1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。

(注1)「就業不能期間」とは、補償期間内における補償対象者の就業不能の日数をいいます。

(注2)保険期間中かつ休業補償保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業補償保険金のお支払いを受けられる身体障害^{*}を被った場合は、上記計算式の「就業不能期間の日数」について、休業補償保険金を重ねてはお支払いしません。(後の身体障害についてはその身体障害の発生の日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間および補償期間を適用します。)

(注3)損害^{*}が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

(注4)柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合

従業員・遺族のための補償

プレミアムプラン、スタンダードプラン、エコノミープラン

- **死亡補償保険金** ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約
- **後遺障害補償保険金** ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約
- **入院補償保険金** ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約
- **手術補償保険金** ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約
- **通院補償保険金** ★通院補償保険金支払特約

■共通事項(1)

- ◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
 - ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑤風土病
 - ⑥職業性疾病等
 - ⑦補償対象者が頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - ⑧補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
 - ⑨原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥(えん)(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。)によって生じた肺炎等

■共通事項(2)

- ◆次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ①補償対象者の故意または重大な過失(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。)
 - ②補償対象者の自殺行為(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。)
 - ③補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故
 - ④補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等は含みません。)または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合には、保険金をお支払いします。)
 - ⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
 - ⑦補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターべート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間等

(注)補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた補償金の請求については、保険金をお支払いしません。

事業者を守るために
の補償

プレミアムプラン、スタンダードプラン、エコノミープラン

● 使用者賠償責任補償特約 【使用者賠償保険金】【使用者費用保険金】

- ◆次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。
 - ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性等
- ◆次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。
 - ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用
 - ②被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
 - ③労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
 - ④労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額等

保険金のお支払いについて

● 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約

- 【共通事項(1)】(P18)記載の事項
- 【共通事項(2)】(P18)記載の事項
- 「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいすれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - ①初年度契約^(*)1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいすれかに該当する場合を除きます。
 - ア.初年度契約^(*)1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合
 - イ.他の保険会社において、初年度契約^(*)1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)^(*)1)に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合
 - ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(*)2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (*)1)継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。
- (*)2)適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

等

● 特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

- ◆初年度契約^(*)の場合、始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。
- (*)継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。

● コンサルティング費用補償特約

- ◆次のいすれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金をお支払いしません。
 - ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ◆「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいすれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - ①初年度契約^(*)1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいすれかに該当する場合を除きます。
 - ア.初年度契約^(*)1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合
 - イ.他の保険会社において、初年度契約^(*)1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)^(*)1)に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合
 - ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(*)2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (*)1)継続契約以外の「コンサルティング費用補償特約」がセットされている契約をいいます。
- (*)2)適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

等

● 雇用慣行賠償責任補償特約

- ◆被保険者に対してなされた次のいすれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - (1)実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ②被保険者の故意または重大過失による法令違反に起因する損害賠償請求
 - ③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求
 - (2)実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - ①初年度契約^(*)1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいすれかに該当する場合を除きます。
 - ア.初年度契約^(*)1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合
 - イ.他の保険会社において、初年度契約^(*)1)の始期日を保険期間の満期日とし、第2条(保険金を支払う場合)^(*)1)に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合
 - ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(*)2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ④直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾(じょう)に起因する損害賠償請求
 - ⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
 - ⑥身体の障害^(*)3)
 - ⑦法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求。ただし、不当行為に起因して発生した損害賠償請求を除きます。

(* 1)継続契約以外の「雇用慣行賠償責任補償特約」がセットされている契約をいいます。

(* 2)知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(* 3)傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます。

等

オプション補償

プレミアムプランのみセット

● 休業補償保険金支払特約

■【共通事項(1)] (P18)記載の事項

■【共通事項(2)] (P18)記載の事項

等

(注1)免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、再び就業不能となった期間について記名被保険者が支出した補償金に対しては、保険金をお支払いしません。

(注2)ご加入をお引受けした場合でも、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時(*)よりも前であるときは、保険金をお支払いしません。

(*)この特約をセットしたご加入を継続された場合は、継続してきた最初のご加入の保険期間の開始時をいいます。

重要事項のご説明

- この書面は、医歯労務トラブル対応保険(業務災害補償保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約(以下、「普通保険約款・特約」といいます。)に記載しています。必要に応じて引受保険会社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧いただかずか、書面の普通保険約款・特約を代理店・扱者または引受保険会社へご請求ください。
- 申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

業務災害補償保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

この保険には補償範囲の異なる3つのプラン「プレミアム」「スタンダード」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は、「お支払いの対象となる保険金の種類」をご参照ください。
(注1)次の特約となります。

・業務災害補償保険追加特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ・サイバーインシデント補償特約

(注2)セットできる主な特約については、「2. (1)⑥お支払いの対象となる保険金の種類」「2. (2)セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容 契約概要

①被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいいます(診療所内の職員)。補償の内容によって、被保険者が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

②記名被保険者 契約概要

加入申込票の「加入者名」欄に記載された被保険者をいいます。

③補償対象者 契約概要

このパンフレットの12ページをご参照ください。

④保険金をお支払いする主な場合 契約概要

このパンフレットの13~17ページをご参照ください。

⑤保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

このパンフレットの18~20ページをご参照ください。

⑥お支払いの対象となる保険金の種類 契約概要 注意喚起情報

このパンフレットの6ページをご参照ください。

(2) セットできる主な特約 契約概要

セットできる主な特約は、このパンフレットの6ページをご参照ください。詳細は代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(業務災害補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や三井住友海上火災保険株式会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットしていただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター(建設業用) 使用者賠償責任補償特約
②事業者費用補償(ワイド・実損型)特約	労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約
③雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター(建設業用) 雇用慣行賠償責任補償特約
④コンサルティング費用補償特約	労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約

(4)保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合には、第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。**保険期間が始まつた後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。**

(注)保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(5)支払限度額・日額 契約概要 注意喚起情報

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

なお、支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要 注意喚起情報

①保険料

保険料^(注)は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続加入においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて三井住友海上火災保険株式会社に払い込むべき金銭をいいます。

②被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変更となる場合があります。

③損害率による割増引

この団体契約に加入されるすべての加入者共通の割増引として、損害率による割増引が適用されます。割増引率は、過去の一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて変動します。このため、保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

毎月ご指定の口座から口座振替いたします

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込期日までに口座振替がなされず、保険料払込期日の翌月末日まで^(注)に保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替で保険料が払い込まれなかつたことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料の払込前に生じた事故による損害が発生した場合の取扱い】

原則として、代理店・扱者または引受保険会社へ初回保険料を払い込んでください。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返り金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

(1)申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2)告知事項とは、危険に関する重要な事項として三井住友海上火災保険株式会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)三井住友海上火災保険株式会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(3)この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

2. クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

重要事項のご説明

III. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1)ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①加入申込票の「※印」がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②ご加入時にご提出いただいた加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合(期中の人数区分変更に関するお手続きは不要です)

(2)次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までご連絡ください。

- ①加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金 注意概要 注意喚起情報

(1)この保険契約を脱退(解約)する場合は、ご加入の代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお申出ください。

(2)脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(3)始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(4)ご加入を解約する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料(加入者証に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をご請求することがあります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問合せください。

4. 失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問合せください。

5. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご加入を解除することができます。

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

(1)事故が起こった場合の三井住友海上火災保険株式会社へのご連絡等

事故が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご加入の代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社にご連絡ください。

損害の発生および拡大の防止または軽減

ご連絡がない場合、それによって三井住友海上火災保険株式会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち三井住友海上火災保険株式会社が求める書類をご提出いただく必要があります。
なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(1)三井住友海上火災保険株式会社所定の保険金請求書	三井住友海上火災保険株式会社所定の保険金請求書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)三井住友海上火災保険株式会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告(写)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3)公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4)補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写)等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5)死亡診断書または死体検案書および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族の戸籍謄本	<input type="radio"/>		
(6)後遺障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	三井住友海上火災保険株式会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類等	<input type="radio"/>		
(7)労災認定を受けたことを確認できる書類 (労災認定された疾病等によって生じた損害の場合)	労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(8)記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書	○	○	○
(9)保険金を補償金に充当することについての補償対象者または、その補償対象者の遺族の承諾書(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合)	保険金を補償金に充当することについての承諾書	○	○	○
(10)記名被保険者から補償対象者の遺族への補償金について支払または受領を確認できる書類(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合) ^(注)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書 (注)保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内にご提出いただくことが必要となります。	○ (死亡のみ)		
(11)身体障害の程度および手術の内容を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	三井住友海上火災保険株式会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(12)入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	三井住友海上火災保険株式会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(13)身体障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	三井住友海上火災保険株式会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(14)通院した日数を証明する病院または診療所の証明書類	三井住友海上火災保険株式会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(15)その他必要に応じて三井住友海上火災保険株式会社が求める書類	三井住友海上火災保険株式会社所定の同意書 等	○	○	○

(3)保険金のお支払時期

三井住友海上火災保険株式会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、三井住友海上火災保険株式会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6)示談交渉は必ず三井住友海上火災保険株式会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ三井住友海上火災保険株式会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上火災保険株式会社がこの保険引受けの審査および履行のために利用するほか、三井住友海上火災保険株式会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受けの審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①三井住友海上火災保険株式会社および三井住友海上火災保険株式会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請

重要事項のご説明

求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

三井住友海上火災保険株式会社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

三井住友海上火災保険株式会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

三井住友海上火災保険株式会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、三井住友海上火災保険株式会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、三井住友海上火災保険株式会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、三井住友海上火災保険株式会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①申込人または被保険者が、三井住友海上火災保険株式会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に三井住友海上火災保険株式会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 繙続契約について

- (1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2)三井住友海上火災保険株式会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

三井住友海上火災保険株式会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの三井住友海上火災保険株式会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上火災保険株式会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

用語のご説明

記名被保険者

加入申込票に記載された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)をいいます。

業務に起因して発生した症状

補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。

ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。

- ①偶然かつ外来の原因によるもの
- ②労働環境に起因するもの
- ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

業務に従事している間

次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。

①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間

②上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア.からオ.までのいずれかに該当する間

ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中

イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間

ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間

エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間

オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中^{トト}

③上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の倉庫運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。

ケガ(傷害)

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。

- ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
- ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾患要因の作用でないこと」を意味します。

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

事故

傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等についてはその発症をいいます。

支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

職業性疾病

労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病的うち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの^(*)をいいます。

(*)振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。

職業性疾病等

次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、次の②から④までの症状からは、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。

①職業性疾病

②疲労の蓄積または老化によるもの

③精神的ストレスを原因とするもの^(*)

④かぜ症候群

(*)ストレス性胃炎等をいいます。

身体障害

傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

損害

補償対象者が加入者証等記載の被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。

法律上の損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

保険金

普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険料

保険契約者がこの保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

補償金

記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

補償対象者

クリニックの役員、従業員(パート・アルバイトを含む)および派遣社員の方をいいます。

労災認定された疾病等

労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。

なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。

労災保険法等

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)もしくは船員保険法(昭和14年法律第73号)またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

ご加入要領

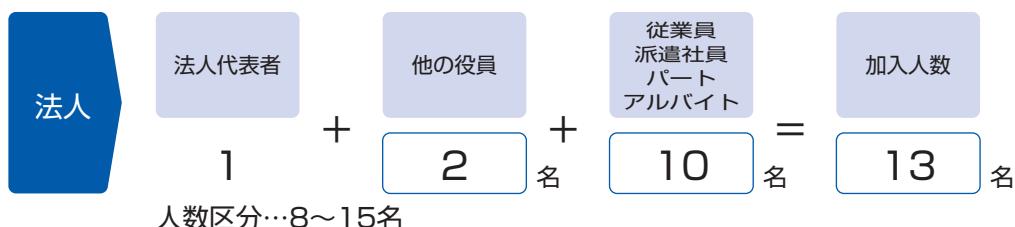
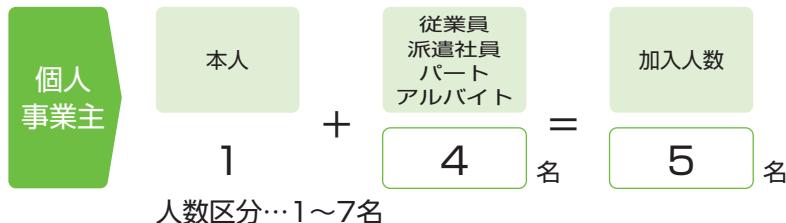
ご加入 対象

東京医師歯科医師協同組合を構成する組合員の事業者(法人・開業医)に限ります。

(※)組合員資格を失った場合、満期後は保険をご継続いただけません。

人数の 数え方

- 役員、従業員(パート・アルバイトを含む)、派遣社員を含む診療所内の全職員数(複数の診療所を開設されている場合は合計人数)をカウントしてください。
- 加入申込票の人数欄に合計人数をご記入頂き、属する人数区分に丸を付けてください。



ご加入 の流れ

原則右記二次元コード(WEB)からご加入手続きをお願いします。
※やむを得ず、WEBからご加入が出来ない場合は、下記要領に沿って裏表紙の加入申込票
兼告知書をご使用ください



- ①加入申込日
- ②加入者名(個人の場合はフルネームでご署名ください。法人の場合は記名押印してください。)
- ③住所
- ④医療施設名(複数の診療所を開設されている場合は、任意の1か所をご記入ください。)
- ⑤人数区分および告知人数をご記入ください。
- ⑥加入プランに○印をお付けください。
- ⑦他の同種の保険契約・共済契約等
- ⑧過去の事故の発生状況

WEBで入力頂いたデータを送信ください。入力締切日は下記の通りです。
(加入申込票を使用された場合は、下記を必着日とし、医歯協へお送りください)

- ①初回申込締切日: **9月25日(水)** (2024年10月1日午後4時から補償開始)
- ②中途加入締切日: 毎月25日(翌月1日午後4時から補償開始)

3 受領通知書の送付

WEBでご加入頂いた場合も、加入申込票をご郵送頂いた場合も、お申し込みを確認しましたら医歯協より受領通知書をお送りいたしますので、必ずご確認ください。

4 保険料は毎月ご指定の口座から口座振替いたします。

- 第一回保険料引落日は下記となります。
- ①2024年10月1日補償開始: 第一回引落日 **10月31日(木)**
 - ②中途加入の場合: 第一回引落日 補償開始月の月末(※金融機関休業日の場合は前営業日)

5 後日、加入内容が確認できる加入者証をお送りしますので必ずご確認ください。

保険料表(月払)

シンプルで選びやすい3種類のパッケージ

		プレミアムプラン	スタンダードプラン	エコノミープラン
保 険 金 額	死亡・後遺障害補償保険金	2,000万円	2,000万円	1,000万円
	入院・手術補償保険金	日額10,000円	日額10,000円	日額5,000円
	通院補償保険金	日額5,000円	日額5,000円	日額3,000円
	使用者賠償責任 補償特約	1名につき 2億円	2億円	1億円
		1災害につき 2億円	2億円	1億円
	コンサルティング費用補償特約	「保険金のお支払について」ご参照		
	事業者費用補償(ワイド・実損型) 特約	100万円	100万円	100万円
	雇用慣行賠償責任補償特約	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	休業補償保険金支払特約 ^(*)	日額10,000円	—	—
保 険 料	診療所の職員数が 7名以内	月払 15,770円	10,070円	5,700円
	診療所の職員数が 8~15名以内	月払 26,260円	17,020円	9,650円
	診療所の職員数が 16名以上	月払	16名以上の場合は、上記保険金額に応じて 1人毎の算出にてお見積りをさせて頂きます。 お気軽に下記取扱代理店までお問合せ下さい。 【お問い合わせ先】東京医師歯科医師協同組合・損保事業部 TEL 03-3256-3317 (平日9:00~17:00)	

(*)免責期間0日、補償期間180日

事故が起った場合



サービスセンターに
ご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター

事 故 は いち 早 <

0120-258-189 (無料)

受付後、担当の保険金お支払いセンターより請求書類をお送りし、
必要書類等ご案内いたします。必要事項をご記入のうえご返送ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客様デスク **0120-632-277 (無料)**

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起った場合 遅滞なくご加入の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

事故は いち早く
24時間365日事故受付サービス **0120-258-189 (無料)**

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022-808 [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]**

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日
および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話
からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

引受保険会社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 こちらから

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客様デスク〉0120-632-277 (無料)



● ご相談・お申込先

 東京医師歯科医師協同組合

損保事業部

〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1番地

秋葉原センターブレイスビル16階

TEL. 03-3256-3317 FAX. 03-5207-5810

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

医歯協 労務トラブル対応保険 加入申込票 兼 告知書

- このパンフレット24ページに記載の「個人情報の取扱いについて」についても同意のうえ、お申ください。
- 申込票記載事項が事実と相違する場合は、保険金が支払われないことがあります。
- ※印の項目はご加入に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(記入)ください。
- 訂正時は二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

加入者番号	00 -					
-------	------	--	--	--	--	--

保険期間	年 月 日 午後4時から 2025年10月1日午後4時まで
------	----------------------------------

加入申込日	010 年 月 日				
加入者名	(フリガナ)015 (漢字)988				
住 所	(フリガナ)013 012 〒 — (漢字)991				
医療施設名	※法人所在地・医院・ご自宅いずれかをご記入ください。 ※複数の診療所を開設されている場合は、任意の一か所をご記入ください				
※告知事項 従業員人数 (保険始期日または 中途加入日時点)	402 名	人数区分(注)	<input checked="" type="radio"/> 1 1~7名	<input type="radio"/> 2 8~15名	<input type="radio"/> 3 16名以上
加入プランと 月払保険料	300 ① プレミアム ② スタンダード ③ エコノミー				
	月額保険料 円 (要見積)				
※告知事項 他の同種の 保険契約・ 共済契約等 記入欄	有	▼有りの場合、下記にご記入ください			
		会社名	保険種類		
	満期日	保険金額・支払限度額			千円
※告知事項 過去の事故の 発生状況	保険会社を問わず、同種の保険契約における過去の事故発生状況について ご回答ください 「上記以外」に該当の方は本制度をご加入いただけません。個別のご契約については 代理店へお問い合わせください。				<input type="checkbox"/> 直近2年以上無事故 <input type="checkbox"/> 上記以外

(注)人数区分について詳細はP27をご参照ください。